

紹介料返戻金制度

紹介手数料の返還について

- 1、名岐広報株式会社は、紹介した求職者が入社後3ヶ月以内に、求職者の都合による退職または求職者の責めに帰すべき事由により退職した場合には、受領した紹介手数料から次に定める料率で計算された金額(消費税を含む)を求人者に返還する。尚、振込に係る手数料は、求人者の負担とする。

(1) 就業期間	1ヶ月以内	70	～	80%
(2) 就業期間	1ヶ月超 ～ 3ヶ月以内	40	～	50%

※各内容につき応相談とする。

- 2、但し、前項に定める事由以外の事由に基づき、紹介した求職者が退職または解雇されるに至った時は、名岐広報株式会社は受領した紹介手数料の一切を求人者に返還することを要せず、未払の紹介手数料がある場合は、求人者は名岐広報株式会社に対して当該未払い分を全額支払わなければならない。

以上

許可番号	21-ユ-010029
事業所の名称	名岐広報株式会社
及び所在地	岐阜県岐阜市戎町4丁目19番地2